

## 企画競争に関する公告

下記のとおり公告します。

### 記

#### 1 企画競争の内容

- (1) 件名 世界遺産貨幣セット用小冊子編集業務
- (2) 業務の内容 実施要領による（実施要領は参加希望者に配付する。）。

#### 2 企画競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（その構成員及び関係者を含む。）及び公共の安全を害するおそれのある団体として破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）その他の法律による規制を受ける団体（その構成員及び関係者を含む。）は、企画競争に参加することができない。
- (2) 過去3年間に次の各号のいずれかに該当する事実があったと認められる者は、企画競争に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした。
  - 二 公正な競争の執行を妨げ又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた。
  - 五 正当な理由がなく契約を履行しなかった。
  - 六 前各号の規定により参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した。
- (3) 平成25・26・27年度独立行政法人造幣局の競争参加資格において業種区分が「役務の提供等」の資格を有する者又は企画書の提出期限までにその資格を有する者でなければ、企画競争に参加することができない。
- (4) 各省各庁（財政法（昭和22年法律第34号）第21条に規定する各省各庁をいう。）から指名停止等を受けている者は、企画競争に参加することができない。

- (5) 独立行政法人造幣局と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者は、企画競争に参加することができない。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをし、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者は、企画競争に参加することができない。ただし、これらの手続の開始の決定がなされた後において、競争参加資格の再認定を受けたときは、この限りでない。
- (7) 下記3の企画競争に関する説明会に出席した者でなければ、企画競争に参加することができない。

### 3 企画競争に関する説明会

#### (1) 開催日時

平成27年10月27日（火）13時00分から

#### (2) 開催場所

大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 中会議室（庁舎3階）

#### (3) 説明事項

業務の内容、審査基準等

#### (4) 参加申し込み方法

説明会に参加する者は、平成27年10月26日（月）16時00分までに、下記に電話またはメール（下記申し込み先の2つのアドレスに送信すること）による申し込みを行うこと。

#### (申し込み先)

独立行政法人造幣局 総務部経理課（契約担当）（庁舎1階）

電話番号（06）6351-5463（担当：中山、白柳）

E-mail：dnakayama@mint.go.jp

fsiroyanagi@mint.go.jp

#### (電話受付時間)

平日9時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで

### 4 企画書の提出

#### (1) 提出期限

平成27年11月11日（水）16時00分まで

#### (2) 提出先

〒530-0043 大阪市北区天満1-1-79

独立行政法人造幣局 総務部経理課（契約担当）（庁舎1階）

#### (3) 受付時間

平日9時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで

#### (4) 参考資料

その他補足説明資料があれば、企画書に添付すること。

## 5 企画書等の無効

本公告に示した企画競争に参加することができない者の企画書等は無効とする。  
また、上記4の提出期限までに企画書等の提出がない者の企画書等は無効とする。

## 6 選定方法

- (1) 企画書等の内容を踏まえ、造幣局内に設置する審査委員会において審査し、本件の趣旨に最も合致した内容の企画提案を行った者を選定する。
- (2) 採択、不採択については、決定後、企画書等を提出した者に対して通知するとともに、ホームページにて公表する。なお、選定経過等に関する問い合わせには応じられない。
- (3) 採択された企画書等を提出した者は、造幣局と請負契約を締結することとなる。なお、契約に当たっては、当該企画書等に加筆等を行ったものを仕様書とする場合がある。  
なお、いずれの企画提案も内容が不十分と判断される場合は、本件の実施を見合わせる、若しくは再公告を実施する場合がある。

## 7 審査基準

審査は、企画書等の作成要件を満たしていることを条件とし、企画書等の内容を以下のとおり評価する。

- (1) 記載内容
  - ・実施要領に定められた記載事項が不足なく明確に記載されているか。
- (2) 実績
  - ・民間企業・団体、政府官公庁等の本件類似業務を行った実績を有しているか。
- (3) 実施体制・能力
  - ・実施体制が具体的に設定されているか。
  - ・平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」(以下、「産業遺産」という。)に関する幅広い知見を有しているか。または、産業遺産に関する幅広い知見を有している者との調整を行い、その者の協力が得られるか。
  - ・知的財産権に関する知見を有しているか。または、知的財産権に関する知見を有している者の協力が得られるか。
  - ・デザイン・印刷に関するスキル・経験を有しているか。または、デザイン・印刷に関するスキル・経験を有している者の協力が得られるか。
- (4) 提案内容
  - ・分かりやすい構成、レイアウト、内容になっているか。
  - ・内容は客観的事実に基づくものになっているか。
  - ・産業遺産の概要を広く分かりやすく伝えるものになっているか。
  - ・読む人を惹きつけるような魅力があるか。
- (5) 費用
  - ・費用の積算根拠が示されているか。またその積算根拠に妥当性があるか。

- ・企画書の内容と費用とのコストパフォーマンスが優れているか。

## 8 その他の留意事項

- (1) 応募に対する経費の支払いは行わない。また、提出された書類等の返却はしない。
- (2) 採択された場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、応募書類が情報公開対象となる。

平成27年10月9日

独立行政法人造幣局  
理事 西 堤 英 行